

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく
新規化学物質の事前審査制度における報告徴収の実施について
(お知らせ)

令和 8 年 6 月 1 0 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 5 号及び第 5 条第 4 項に基づく少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度（以下「審査特例制度」という。）を利用した事業者に対し、確認を受けたところに従って、適切に製造等が行われていることを確認させていただくため、令和 8 年度より、法第 4 3 条に基づく報告徴収を新たな手法により実施いたします。

これは、令和 7 年 7 月 2 2 日に公表された「化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」¹ を踏まえた審査特例制度の事後監視の更なる高度化・合理化に向けた取組として実施するものです。

今般の報告徴収では、少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質における製造・輸入の実績等について、メールにて御提出いただきます。報告いただいた内容について、さらに確認する必要があるが生じた際に、オンライン会議を活用して御説明いただく場合もございます。

報告徴収の実施に係る通知のあった事業者におかれましては、下記を御参照のうえ、御対応ください。

1. 報告徴収資料の提出について

報告徴収の対象となる事業者の皆様には、事前に連絡先等の確認のための連絡をさせていただきます。その後、報告徴収実施の通知書を送付いたします。通知内容に基づいて、メールにて資料の御提出をお願いいたします。

2. オンライン会議を活用した説明について

メールにて御提出いただきました報告内容について、さらに確認する必要があるが生じた際に、オンライン会議を活用して御説明いただく場合もございます。オンライン会議を開催する場合には、事前に御連絡をさせていただきます。

3. 問合せ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

¹ 化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/chemicals/system_building/pdf/20250722_1.pdf

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
(電話) 03-5253-1111 (内線2428)

○経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
(お問合せフォーム)

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

※お問い合わせ種別は、化審法（新規化学物質申請【通常、低生産量、少量、高分子】）を選択してください。

(電話) 03-3501-0605

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
(電話) 03-5521-8253